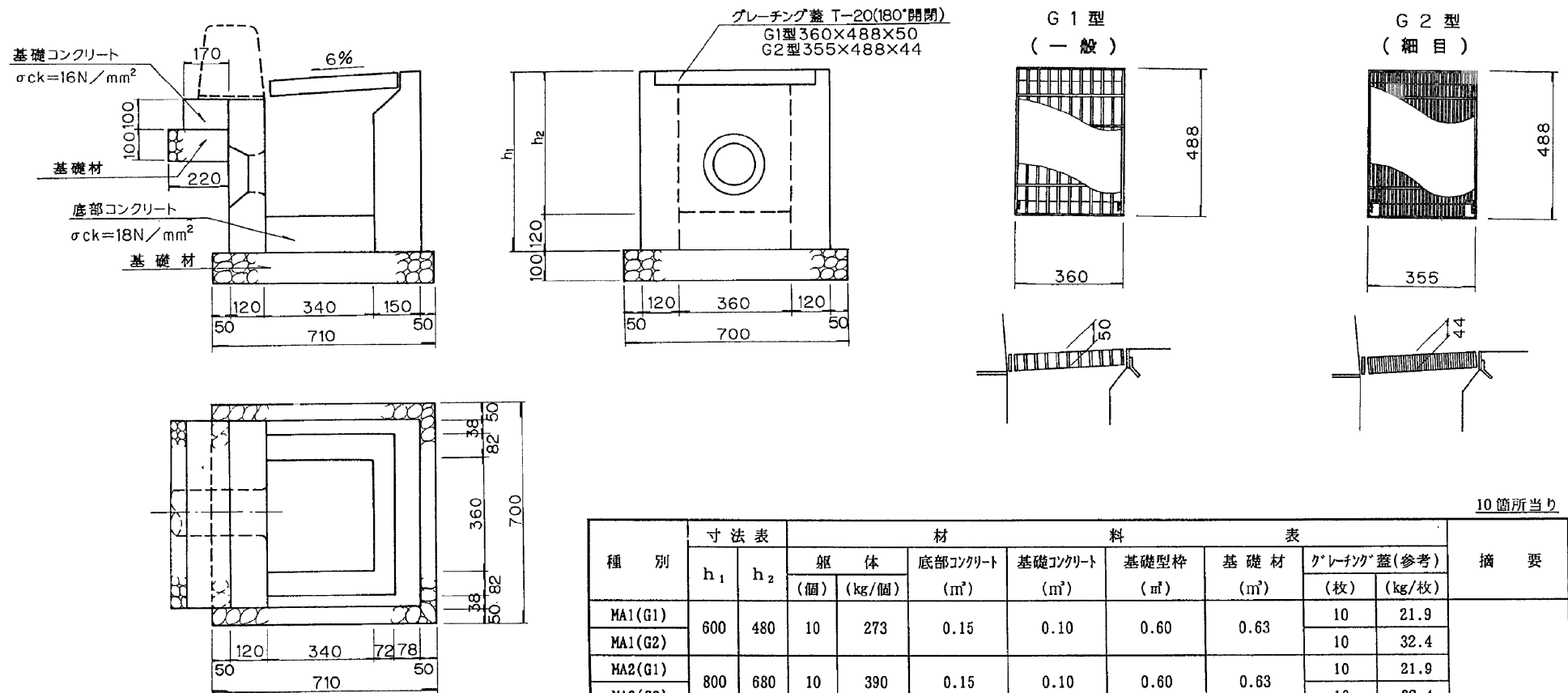


L 型用雨水枥構造図 (1)

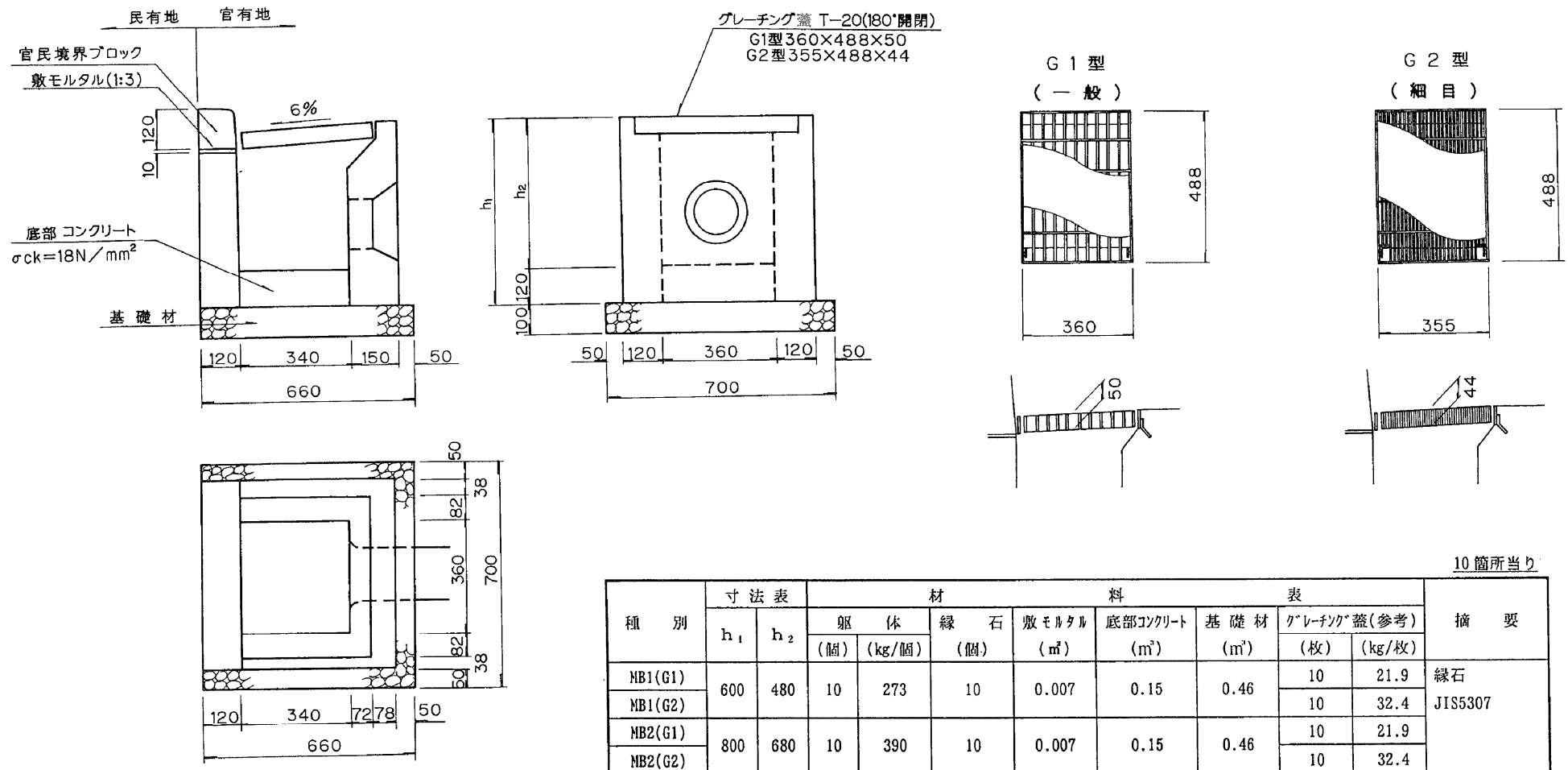
MA1・2型 (G1)・(G2) 雨水枥



基礎材は、再生クラッシャーランとする。

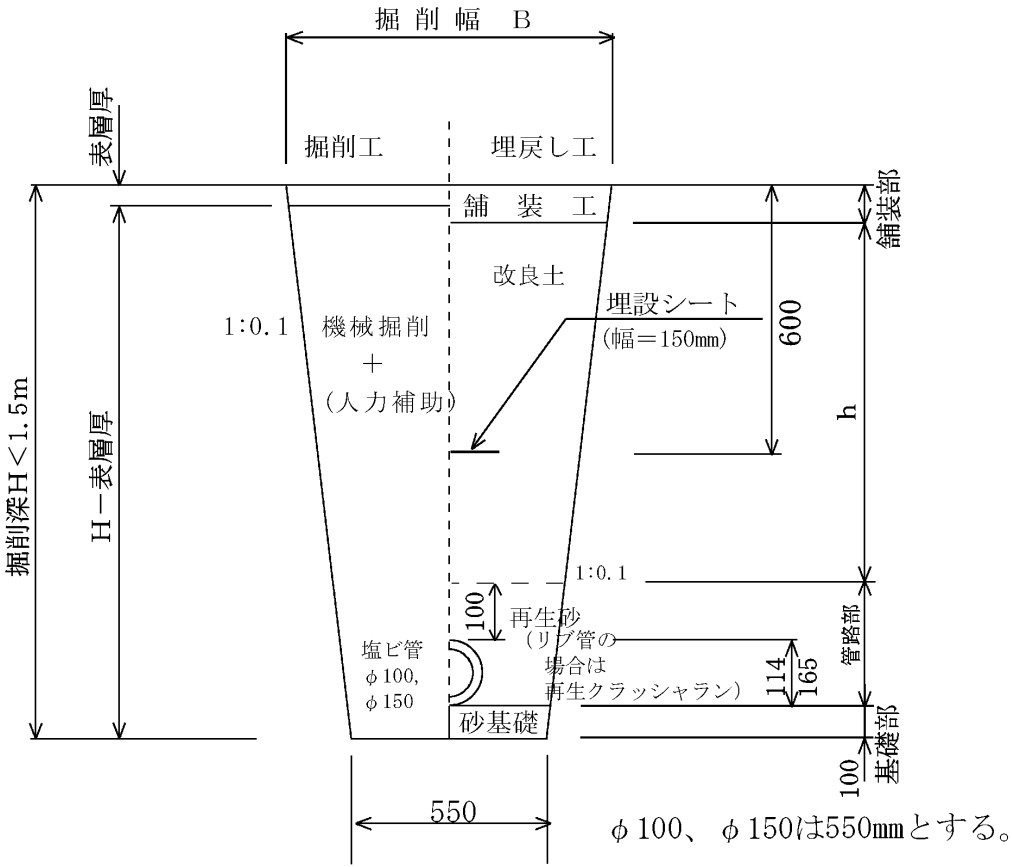
L 型用雨水枡構造図 (2)

MB 1・2 型 (G 1)・(G 2) 雨水枡



基礎材は、再生クラッシャーランとする。

取付管土工標準断面図



掘削幅 B の算定表
(単位 : mm)

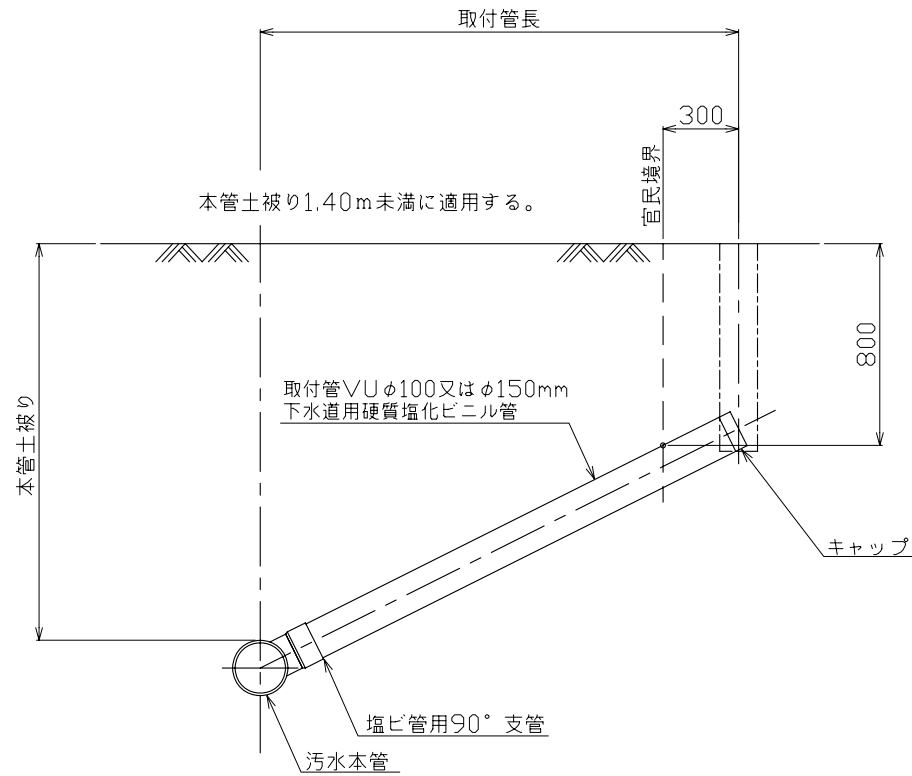
勾配 掘削深 (m)	φ100、φ150 1 : 0.1
1.0	750
1.1	770
1.2	790
1.3	810
1.4	830
1.5	850

※自立する地山の場合は直掘りとする。

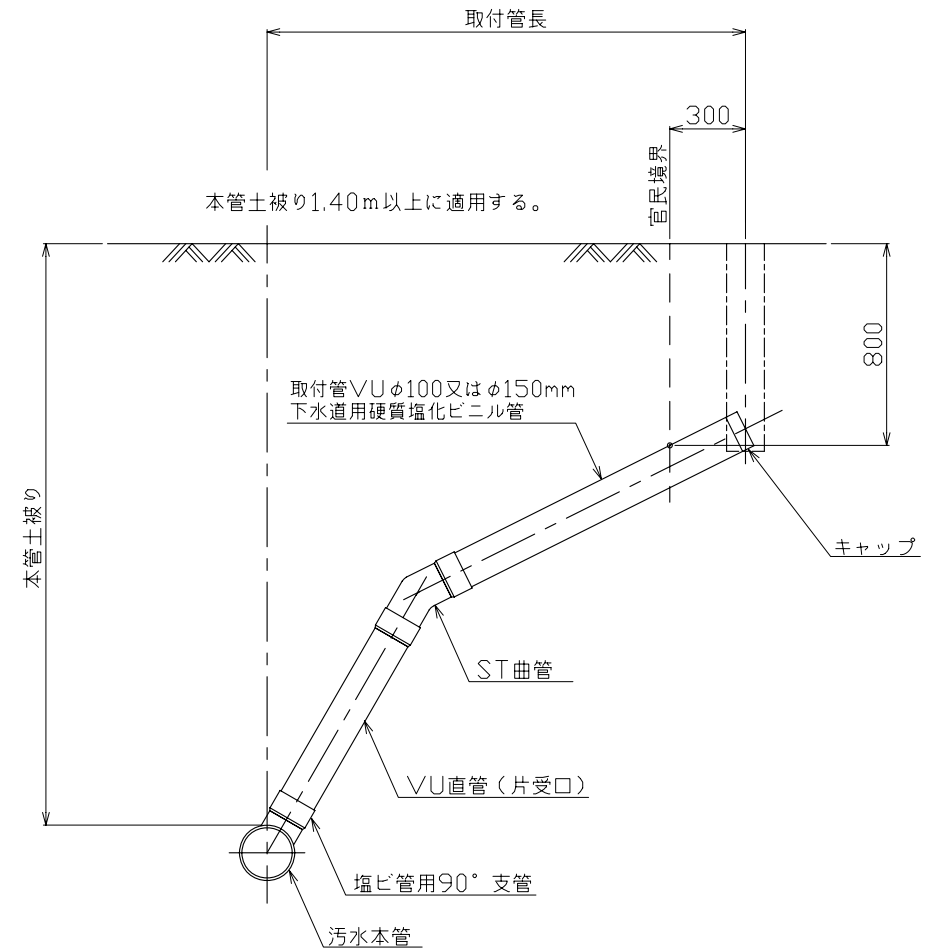
注) 埋設シートは、掘削深が深い場合はGL-0.6m、土被り1m未満は路盤下の位置とする。

取付管布設図

タイプ1

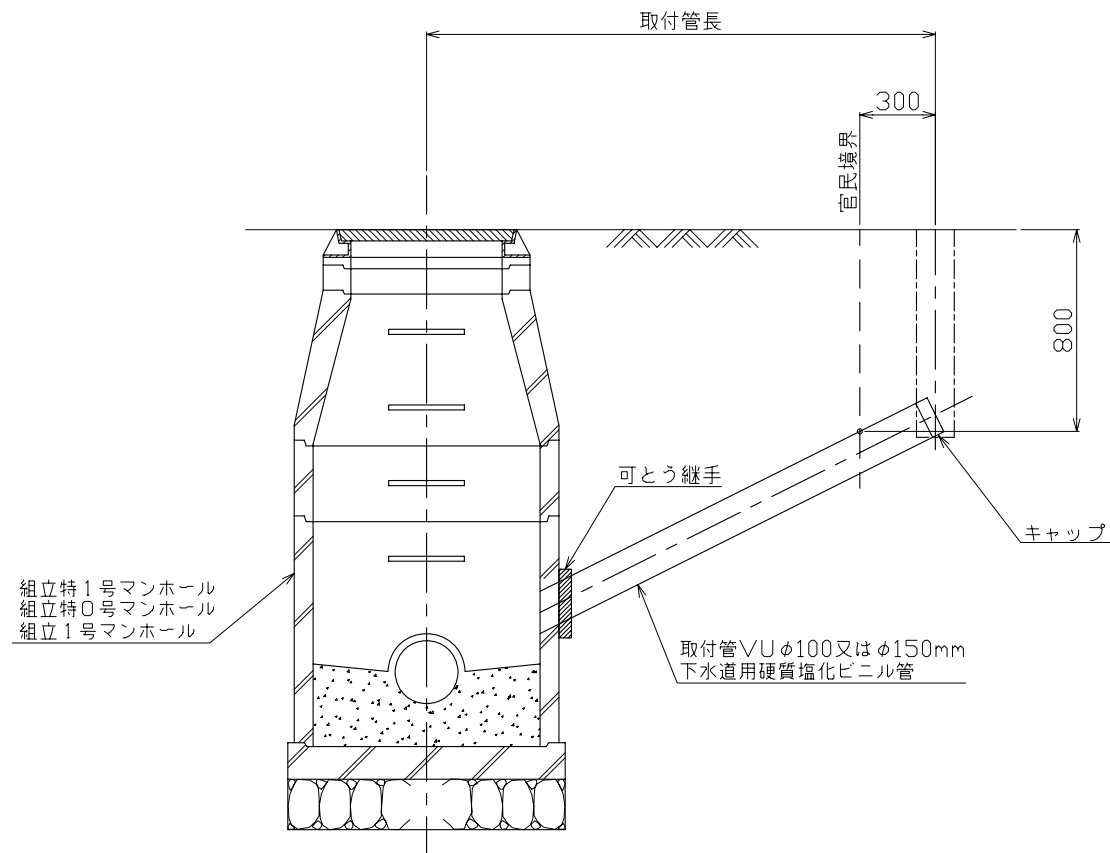


タイプ2



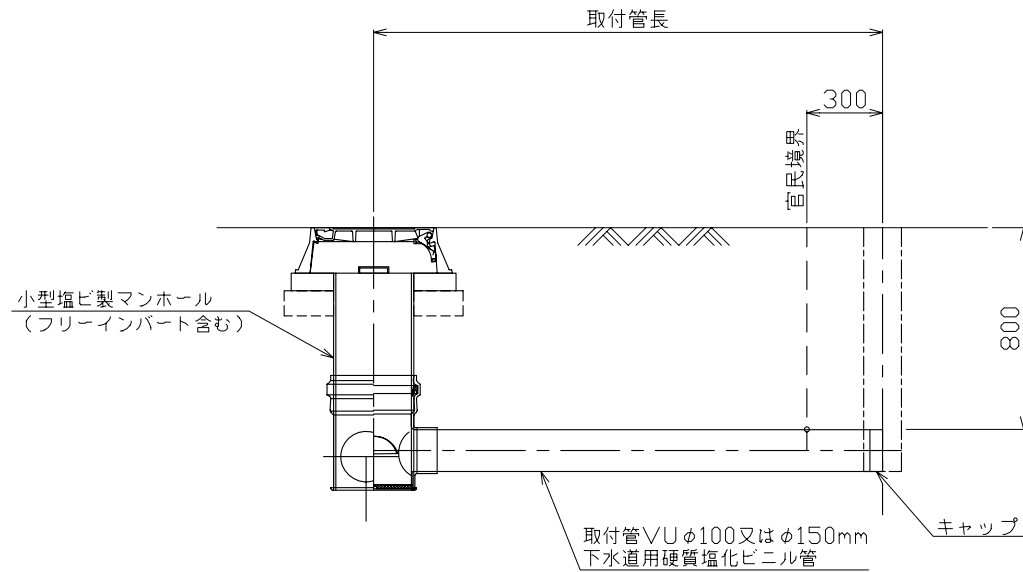
取付管布設図

タイプ3



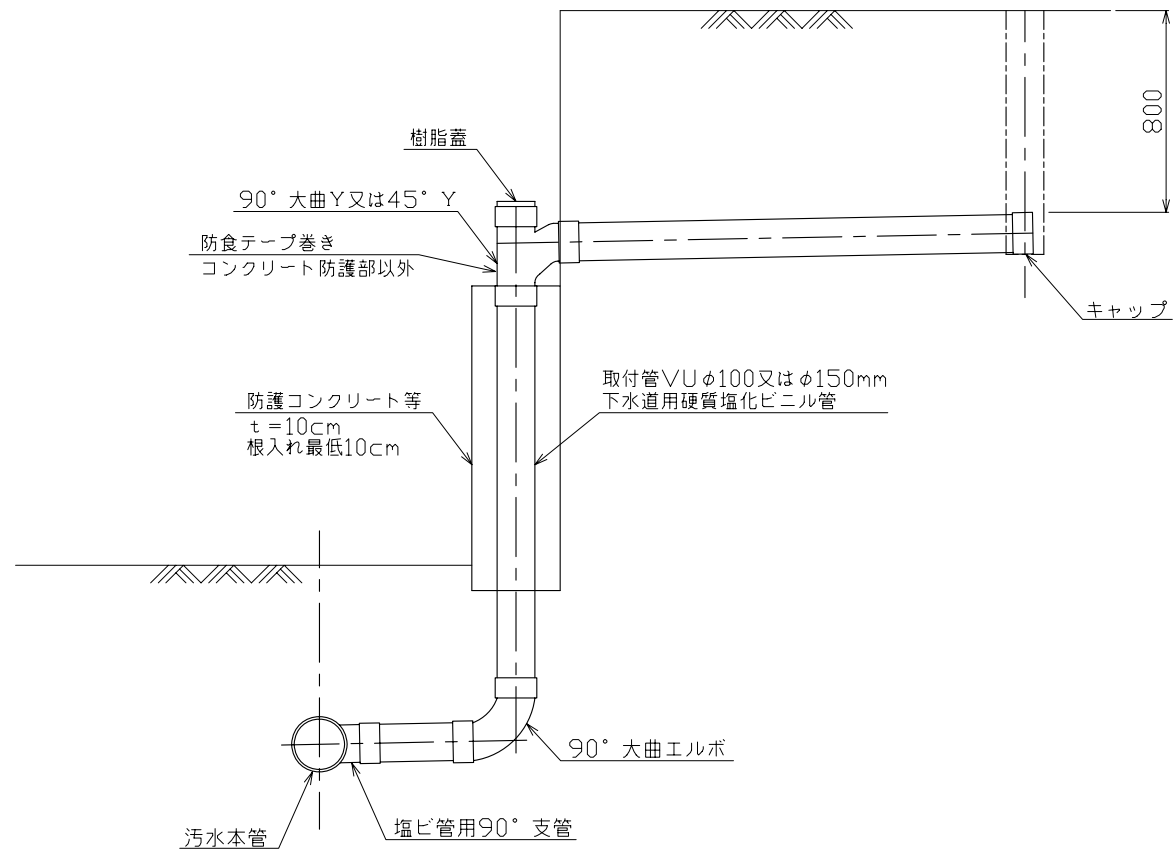
取付管布設図

タイプ4



取付管布設図(参考)

タイプ5



舗装復旧断面図（１）

一般県道

主要地方道

市 道

（仮復旧）

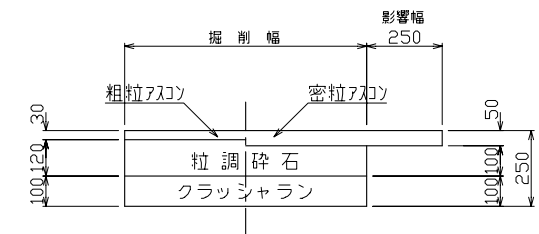
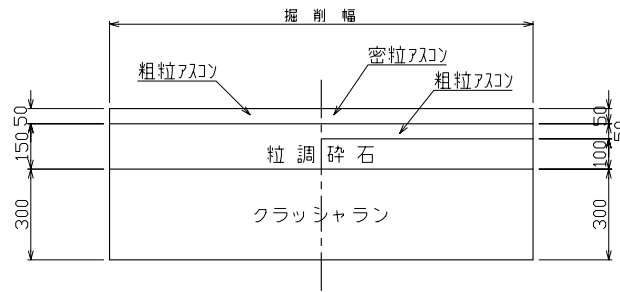
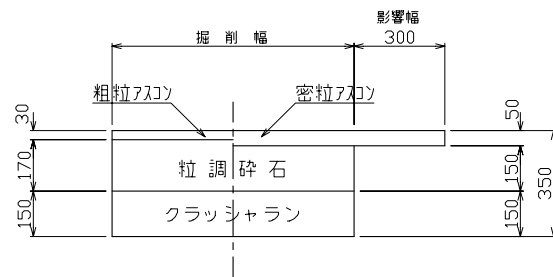
（本復旧）

（仮復旧）

（本復旧）

（仮復旧）

（本復旧）



備考

1. 掘削の際舗装部はカッター使用のこと。
2. 歩道表層は全幅剥ぎとり本復旧のこと。
3. 幹線道路の場合は建設課と協議のこと。
4. センターラインを有する道路の場合は次項図による。
5. アスコン、砕石、クラッシュランは、再生材を標準とする。

舗装復旧断面図（２）

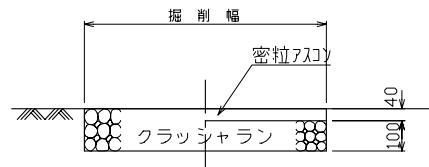
砂 利 道

（仮復旧は行わない）



歩 道

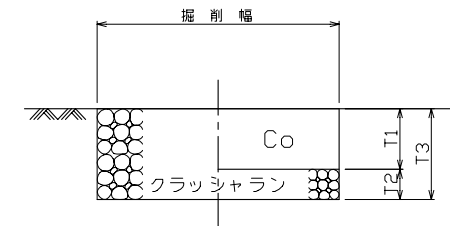
（仮復旧）



（本復旧）

コンクリート

（仮復旧）



（本復旧）

備 考

1. 掘削の際舗装部はカッター使用のこと。
2. 歩道表層は全幅剥ぎとり本復旧のこと。
3. 幹線道路の場合は建設課と協議のこと。
4. アスコン、碎石、クラッシャランは、再生材を標準とする。

下水道工事現場における保安施設設置基準

保安施設は、工事箇所や交通方法などを人や車に知らせ、交通の安全と円滑を図るために貴重なものである。次の点を確認して設置し、常時点検、保守管理に努めること。

◎ 標示板類

1. 形状、大きさ、色彩は基準どおりか。
2. 設置の位置、方向、数量は適切か。
3. 記載内容に誤りはないか。
4. 板照明をつけているか。反射式になっているか。
5. 破損、汚れ、変退色したものは補修をしたか。

◎ 保安施設

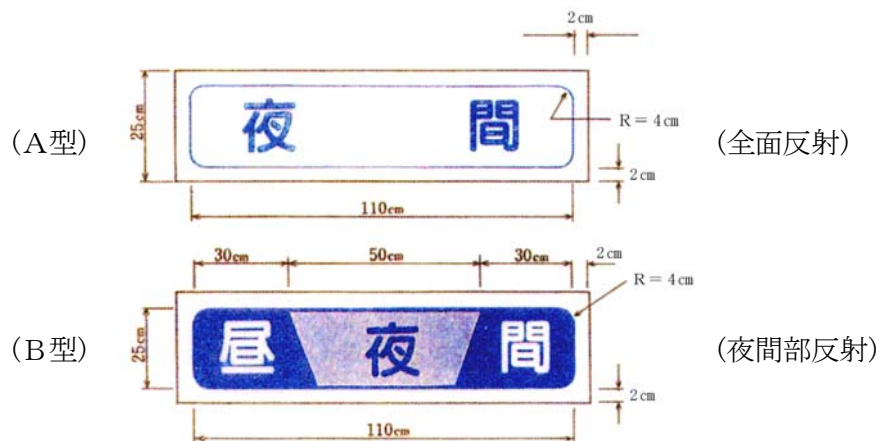
1. 形状、大きさ、色彩は基準どおりか。
2. 機能を発揮しているか。
3. 照度は基準どおりか。
4. 破損、故障したものは補修をしたか。

施設の説明

1. 工事標示板

- (a) 工事区間の起終点に様式－１を設置すること。色彩は、「下水道工事中」と「夜間連絡先の電話番号」を赤色、その他の文字及び線を青色、地を白色とする。
- (b) 夜間作業又は昼夜兼行作業を行う工事現場においては、様式－１に示す工事標示板の真上に様式－２に示す標示板 A 型又は B 型をそれぞれ標示すること。

(様式-2)



(様式-1)

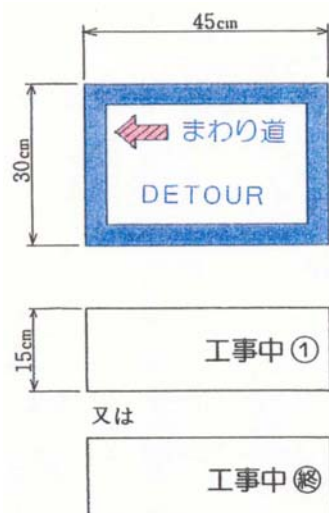


- (注) 1 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「下水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇を行っています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。
- 2 縁の余白は2 cm、縁線の太さは1 cm、区画線の太さは0.5 cmとする。
- 3 契約期間中であっても工事の終了と伴に速やかに撤去すること。

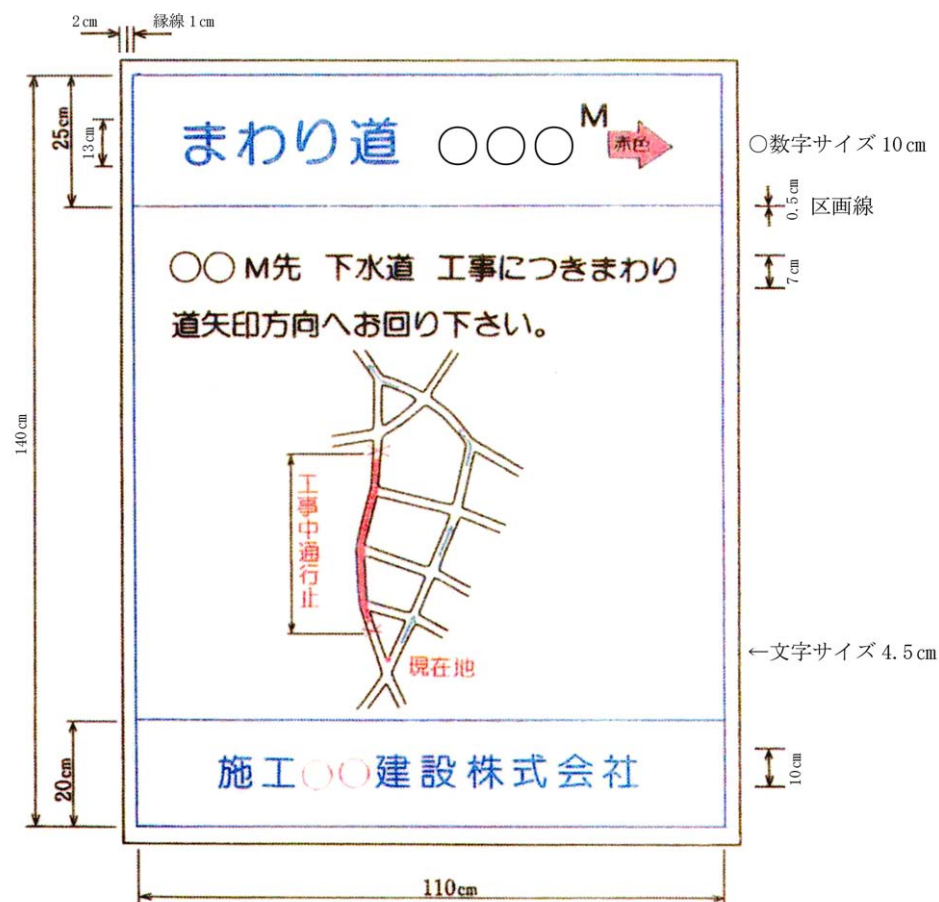
2. う回路標示板

- (a) 工事のためのう回路を設ける場合は、う回路を必要とする期間中、様式－3をう回路の入口に設置するものとする。
- (b) う回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く）について、車両の通行に支障をきたさないよう様式－4を必要箇所に設置すること。

(様式－4)



(様式－3)



注) 車両通行止区間は赤色にて、また矢印方向は緑色にて表示すること。

3. 工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置

1 工事情報看板的設置について

予定されている工事に関する情報を提供するため、工事を開始する約1週間前から工事を開始するまでの間、工事内容、工事期間等を標示する工事情報看板を設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や歩道のない道路等については、この限りでない。

なお、工事情報看板は様式－4、参考図－3を参考にドライバーから見えないように設置する。

2 工事説明看板的設置について

実施されている工事に関する情報を提供するため、工事を開始する工事開始から工事終了までの間、工事内容、工事期間等を標示する工事説明看板を設置する。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や歩道のない道路等については、この限りでない。

なお、工事説明看板は様式－5、参考図－3を参考にドライバーから見えないように設置する。

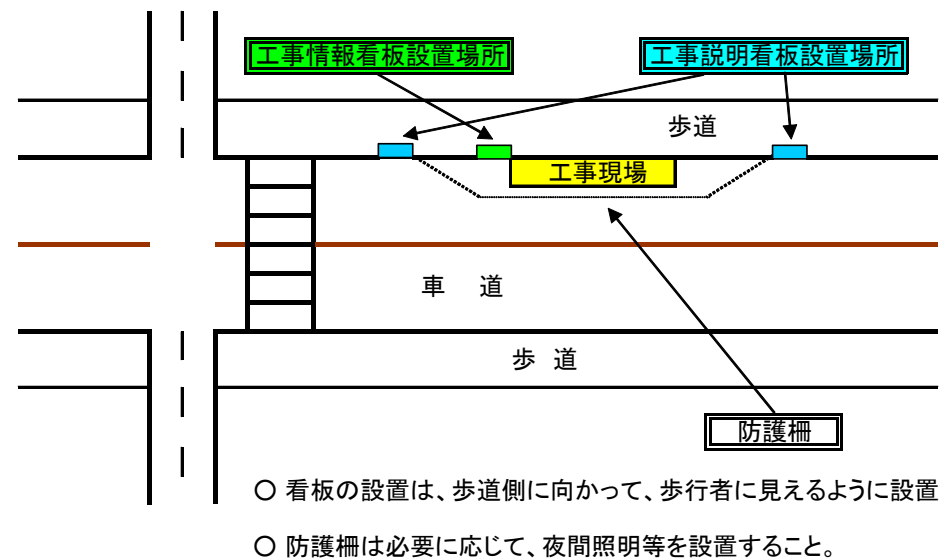
(様式－４)
工事情報看板
(工事を予告するための看板)



(様式－５)
工事説明看板
(工事内容を説明する看板)



(参考図－３)
標示板の設置場所



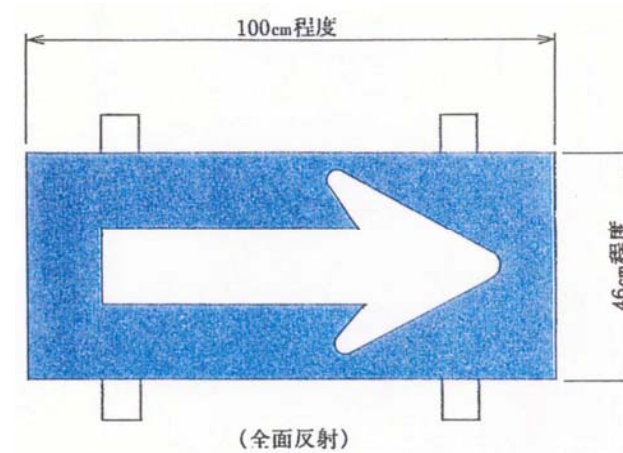
4. 電光標示板

工事現場（掘削及び占用区間）の起終点に設置する。規格は、下記寸法同等以上とする。



5. 方向指示板

工事現場の前面または側面に、車両誘導のために反射式の方
向指示板を設置すること。



注) 指示板は青地に矢印は白色にて表示すること。

6. 工事用看板

工事現場において、現場状況に応じた工事用看板を設置すること。

看板は白地で、文字は赤色で表示すること。

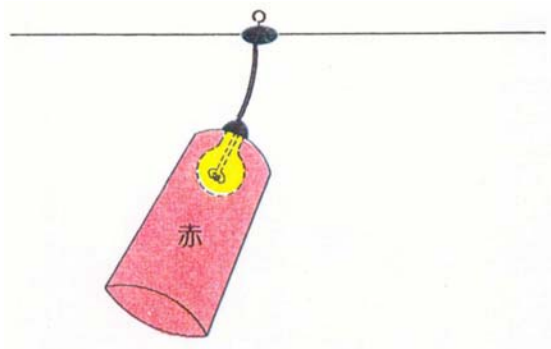
特に夜間工事の安全を図るため、「全面反射」又は「蛍光文字」とすること。



7. 保安灯

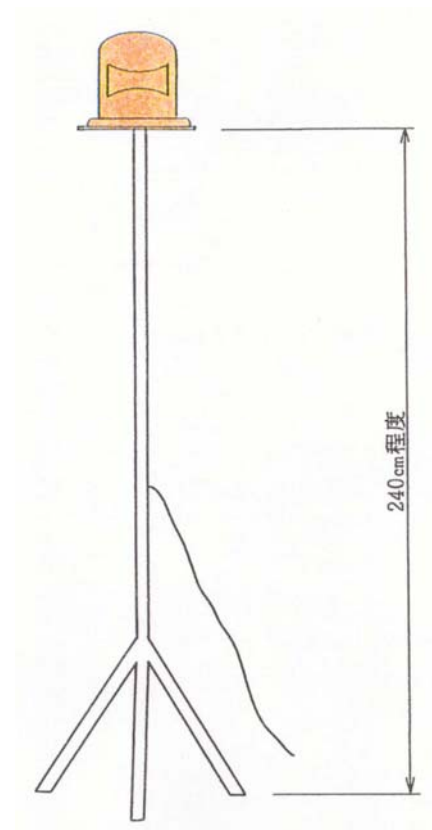
工事現場の囲いの部分には、高さ1メートル程度の高さに、夜間150メートル以上の距離から視認できる保安灯を交通流に対面する部分は2メートル程度、その他の道路に面する部分は3メートル程度の間隔で設置すること。

尚、保安灯はスズラン式又は、チューブ式とする。



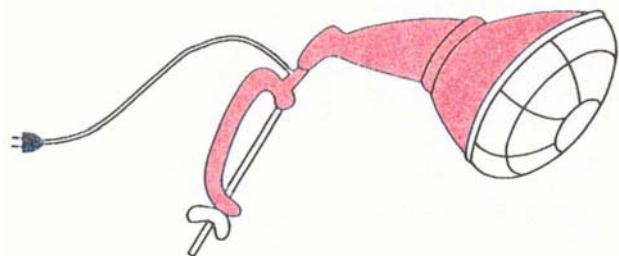
8. 回転灯

工事現場の囲いの両端鋭角部及び角の部分には、視認距離夜間200メートル程度の黄色又は赤色回転灯を高さ2.4メートル程度の位置に設置すること。



9. 投光器

夜間に工事を行なう場合には、投光器を設置し、作業が安全で円滑に進むようにすること。



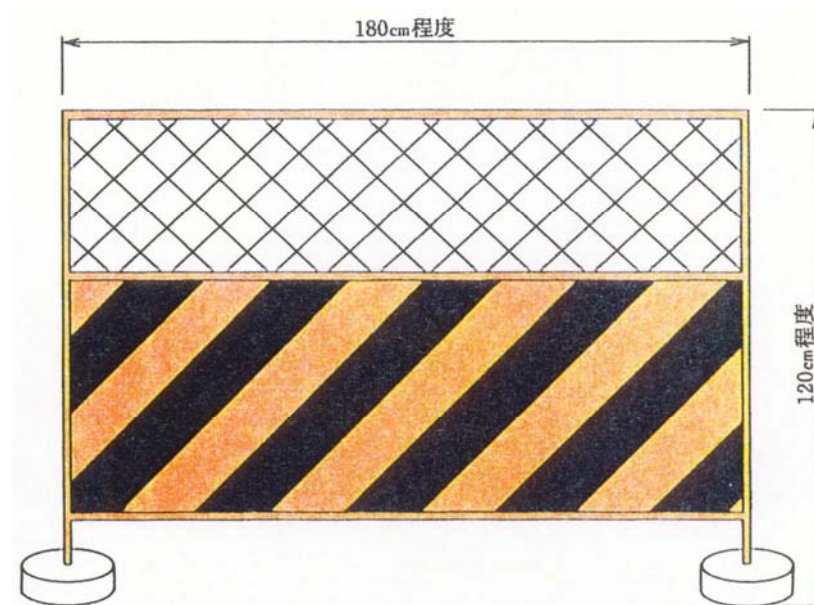
10. 板照明

工事現場の各標示板の前面には、夜間100ワット以上の白色照明灯を設置すること。（お願い板は除く）ただし、付近に電源がない場合は、各標示板を反射式にすること。

11. 固定さく

工事現場の区域（作業場、材料置場及び工事用機械置場等を含む）は、他の周囲と明確に区分し、一般公衆が誤って立ち入らないよう固定さく又はこれに類する工作物を設置すること。（建設工事防止対策要綱第2章第10条を参照のこと。）

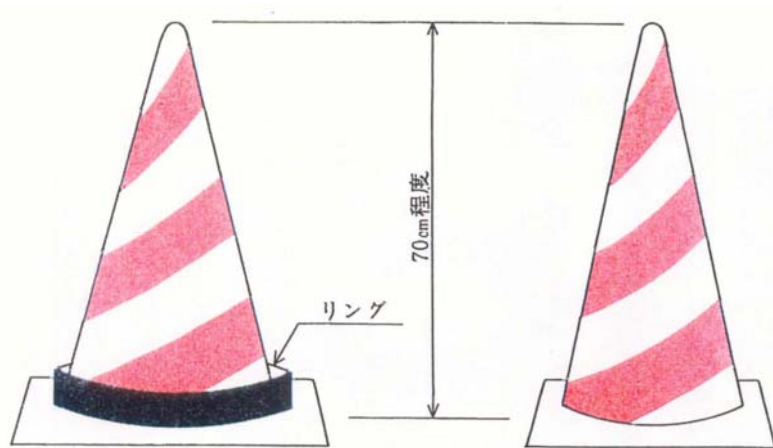
（様式－6）



12. セイフティコーン

工事現場で車両誘導線・歩車道境界線等が必要な場合に設置するものとし、夜間又は昼夜間にわたって設置するものは、一部反射式とする。セイフティコーンの設置には、転倒防止のためのリングを必ず取付けること。

尚、連続設置する場合は、コーンバーで連結すること。



13. 交通誘導員

車両交通量が多い場所又は交差点付近等で工事を行なう場合で、交通の危険・渋滞等が予測され、特に歩行者の安全が確保できない場合は、交通誘導員を配置すること。

また、配置する場合には、所轄警察署長の指示を受けること。

＜現道工事における交通誘導員の資格要件について＞

特に交通頻繁な現道上での舗装修繕工事、現道拡幅工事、歩道設置工事、橋梁架設工事等で交通切替または交通規制が必要な工事については、原則として交通整理員として交通誘導警備検定合格者（１級又は２級）を配置することとする。ただし、交通誘導警備検定合格者を配置できない場合は、監督員が警備員名簿および教育実施状況等に関する資料等により、交通誘導に関する専門的な知識および技能を有する警備員等と認めた場合はこの限りではない。

なお、「警備員等の検定等に関する規則」第２条において、配置を義務づけられた警備員には上記ただし書きは適用できない。

14. 簡易信号機

交通量の多い場所で工事を行う場合で、車両を片側交互通行させる場合に設置する。

ただし、設置については、所轄警察署長の指示を受けること。



第2章 作 業 場

第10 作業場の区分

施工者は、土木工事を施工するに当たって作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために使用する区域（以下「作業場」という。）を周囲から明確に区分し、この区域以外の場所を使用してはならない。

- 2 施工者は、公衆が誤って作業場に立ち入ることのないよう、固定さく又はこれに類する工作物を設置しなければならない。ただし、その工作物に代わる既設のへい、さく等があり、そのへい、さく等が境界を明らかにして、公衆が誤って立ち入ることを防止する目的にかなうものである場合には、そのへい、さく等をもって代えることができるものとする。

また、移動を伴う道路維持修繕工事、軽易な埋設工事等において、移動さく、道路標識、標示板、保安灯、セイフティコーン等で十分安全が確保される場合には、これをもって代えることができるものとする。

- 3 前項のさく等は、その作業場を周囲から明確に区分し、公衆の安全を図るものであって、作業環境と使用目的によって構造を決定すべきものであるが、特に風等により転倒しないよう十分安定したものでなければならない。

第11 さくの規格、寸法

固定さくの高さは1.2メートル以上とし、通行者（自動車等を含む。）の視界を妨げないようにする必要がある場合は、さくの上の部分に金網等で張り、見通しをよくするものとする。

- 2 移動さくは、高さ0.8メートル以上1メートル以下、長さ1メートル以上1.5メートル以下で、支柱の上端に幅15センチメートル程度の横板を取り付けてあるものを標準とし、公衆の通行が禁止されていることが明らかにわかるものであって、かつ、容易に転倒しないものでなければならない。また、移動さくの高さが1メートル以上となる場合は、金網等を張付けるものとする。

第12 さくの彩色

固定さくの袴部分及び移動さくの横板部分は、黄色と黒色を交互に斜縞に彩色（反射処理）するものとし、彩色する各縞の幅は10センチメートル以上15センチメートル以下、水平との角度は45度を標準とする。ただし、袴及び横板の3分の2以下の部分に黄色又は白色で彩色した箇所を設け、この部分に工事名、起業者名、施工者名、公衆への注意事項等を記入することはさしつかえない。

第13 移動さくの設置及び撤去方法

施工者は、移動さくを連続して設置する場合には、原則として移動さくの長さを超えるような間隔をあけてはならず、かつ、移動さく間には保安灯又はセイフティコーンを置き、作業場の範囲を明確にしなければならない。

- 2 施工者は、移動さくを屈曲して設置する場合には、その部分は間隔をあけてはならない。また、交通流に対面する部分に移動さくを設置する場合は、原則としてすりつけ区間を設け、かつ、間隔をあけないようにしなければならない。
- 3 施工者は、歩行者及び自転車は移動さくに沿って通行する部分の移動さくの設置に当たっては、移動さくの間隔をあけないようにし、又は移動さくの間に安全ロープ等を張ってすき間のないよう措置しなければならない。
- 4 施工者は、移動さくの設置及び撤去に当たっては、交通の流れを妨げないよう行わなければならない。

第3章 交通対策

第22 車両交通のための路面維持

施工者は、道路を掘削した箇所を車両の交通の用に供しようとするときは、埋戻したのち、原則として、仮舗装を行い、又は覆工を行う等の措置を講じなければならない。この場合、周囲の路面との段差を生じないようにしなければならない。

やむを得ない理由で段差が生じた場合は、5パーセント以内の勾配ですりつけるものとし施工上すりつけが困難な場合には、標示板等によって通行車両に予知させなければならない。

- 2 施工者は、道路敷において又は道路敷に接して工事を行う場合で、特に地下掘進工事を行うときは、路面の変状観測を行うものとし、必要に応じ、本章各項に規定する設置を講じなければならない。

第7章 覆工

第57 覆工部の表面

施工者は、段差を生じないように覆工板を取り付けなければならない。やむを得ず段差が生じるときは、適切にすりつけを行わなければならない。

- 2 施工者は、各覆工板の間にすき間を生じないように覆工板を取り付けなければならない。

第67 維持管理

施工者は、覆工部については、保安要員を配置し、常時点検してその機能維持に万全を期するとともに、特に次の各号に注意しなければならない。

- 一 覆工板の磨耗、支承部における変形等による強度の低下に注意し、所要の強度を保つよう維持点検すること。
- 二 滑止め加工のはく離、滑止め突起の磨滅等による機能低下のないよう維持点検すること。
- 三 覆工板のはね上がりやゆりみによる騒音の発生、冬期の凍結及び振動による移動についても維持点検すること。

四 覆工板の損傷等による交換に備え、常に予備覆工板を資材置場等に用意しておくこと。

第17章 その他

第112 整理整頓

施工者は、作業場の内外は常に整理整頓し、塵埃等により周辺に迷惑の及ぶことのないように注意しなければならない。特に、民地等に隣接した作業場においては、機械、材料等の仮置には十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない。

第114 巡視

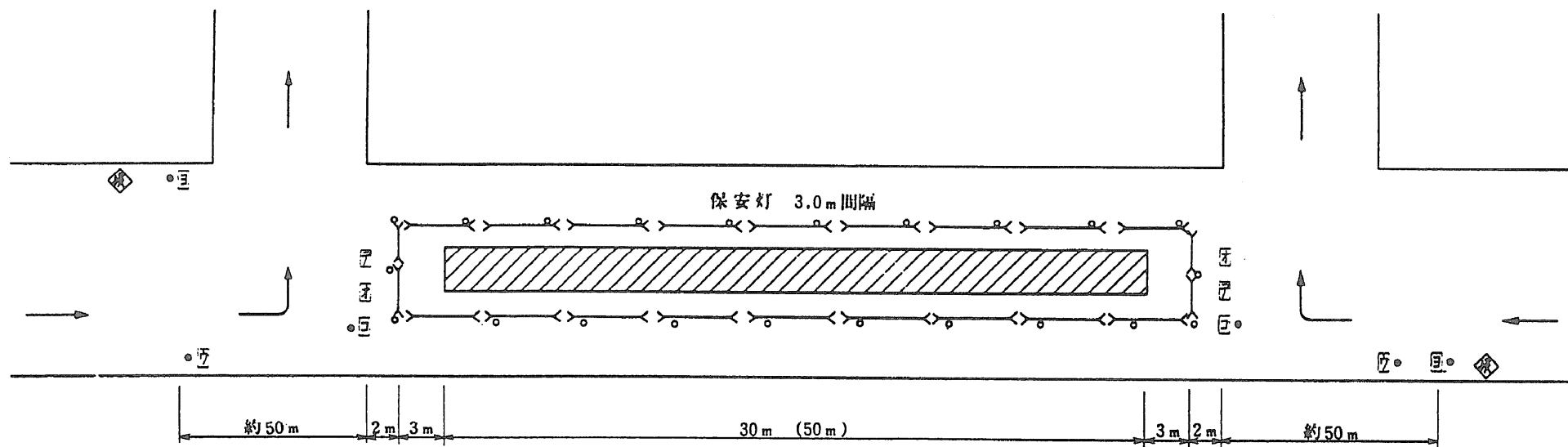
施工者は、工事作業場内及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めなければならない。

- 2 施工者は、安全巡視に当たっては、十分な経験を有する技術者、関係法規に精通している者等安全巡視に十分な知識のある者を選任しなければならない。

保安施設配置図（参考）の運用説明

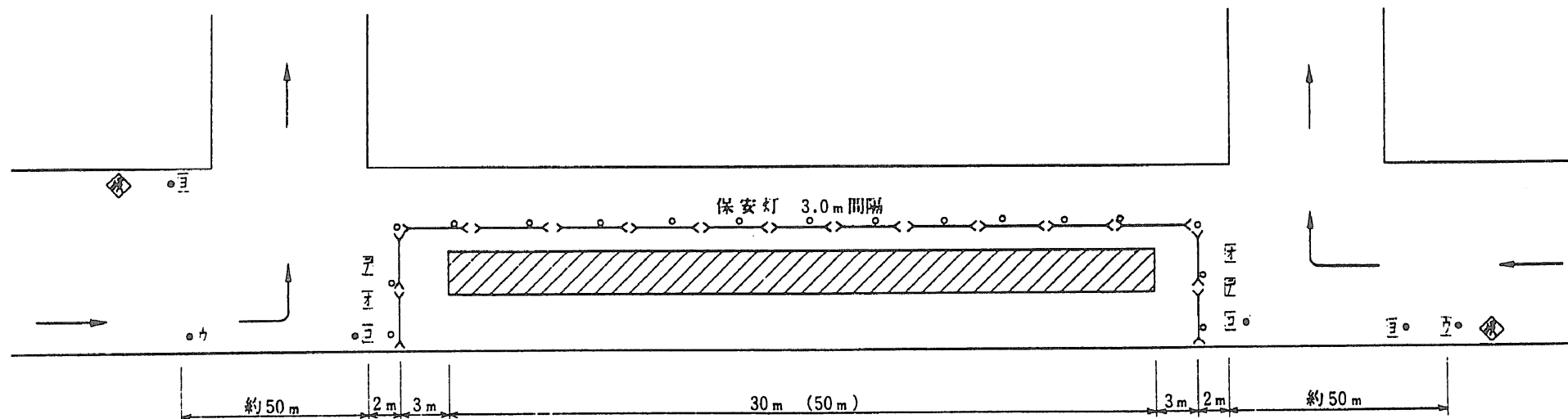
1. 当保安施設配置図（タイプ1～6）は、参考として必要最小限の保安施設を配置したものである。
2. 工事現場においては、現場に適した配置を行うとともに、所轄警察署長の指示に従わなければならない。

保安施設タイプ 1 (参考)



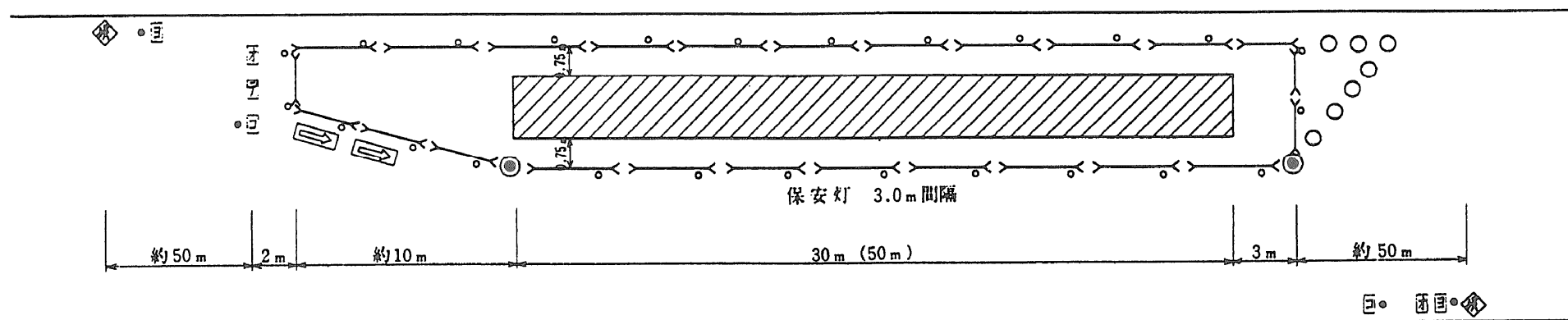
記号	名 称	3 0 m	5 0 m
回	工 事 標 示 板	2 枚	2
回	電 光 標 示 板	2 基	2
回	お 願 い 板	2 枚	2
回	迂 回 路 標 示 板	2 枚	2
回	予 告 板	2 枚	2
—>	固 定 さ く	43 口	65
・	保 安 灯	26 口	39
◆	工 事 標 識	2 口	2
	電 線	120 m	160
・	板 照 明	6 口	6

保安施設タイプ 2 (参考)



記号	名 称	3 0 m	5 0 m
工	工 事 標 示 板	2 枚	2
電	電 光 標 示 板	2 基	2
団	お 願 い 板	2 枚	2
迂	迂 回 路 標 示 板	2 枚	2
告	予 告 板	2 枚	2
—	固 定 さ く	23コ	34
。	保 安 灯	14コ	21
◆	工 事 標 識	2 コ	2
	電 線	80 m	100
。	板 照 明	6 コ	6

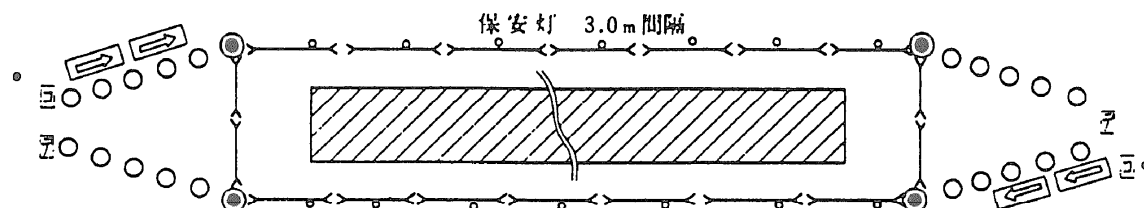
保安施設タイプ 3 (参考)



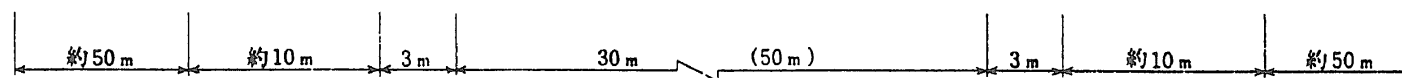
記号	名 称	3 0 m	5 0 m
回	工 事 標 示 板	2 枚	2
閃	電 光 標 示 板	1 基	1
団	お 願 い 板	2 枚	2
回	予 告 板	2 枚	2
→	固 定 さ く	51 コ	73
⇒	方 向 指 示 板	2 コ	2
◆	工 事 標 識	2 コ	2
○	セ イ フ テ イ コ ー ン	7 コ	7
●	回 転 灯	2 基	2
・	保 安 灯	31 コ	41
・	板 照 明	4 コ	4
	電 線	110 m	150

保安施設タイプ 4 (参考)

◆・回



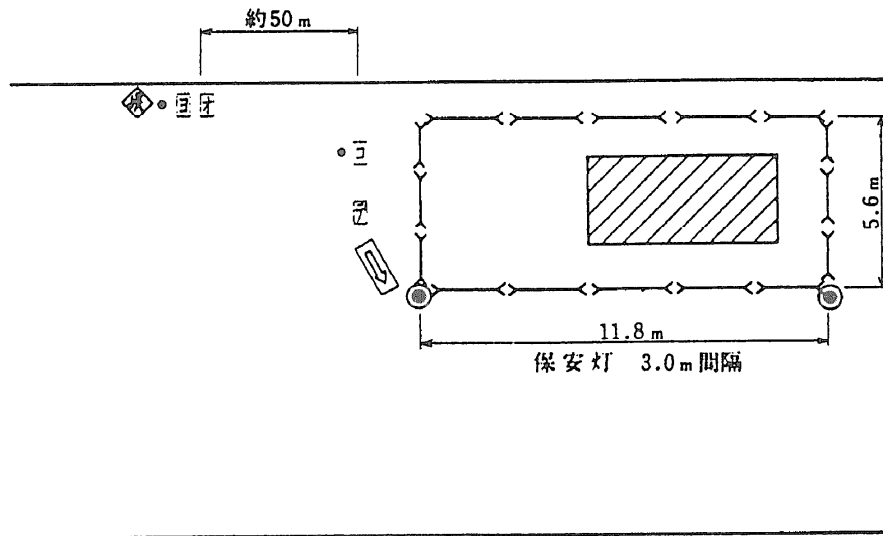
回・◆



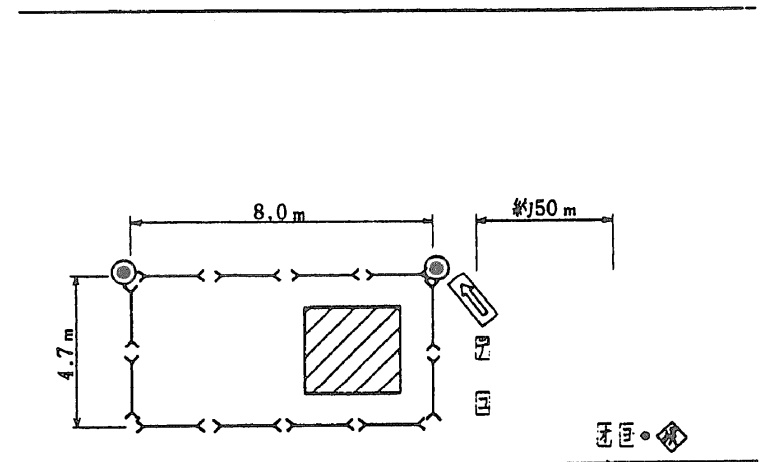
記号	名 称	3 0 m	5 0 m
回	工事標示板	2 枚	2
団	電光標示板	2 基	2
団	お 願 い 板	2 枚	2
団	予 告 板	2 枚	2
—>—	固 定 さ く	44 コ	67
⇒	方 向 指 示 板	4 コ	4
◆	工 事 標 識	2 コ	2
○	セ イ フ テ ィ コ ー シ ョ ン	20 コ	20
●	回 転 灯	4 基	4
・	保 安 灯	24 コ	37
・	板 照 明	4 コ	4
	電 線	100 m	140

保安施設タイプ5〔推進工事用〕（参考）

〔発進立坑〕



〔到達立坑〕



記号	名 称	発 進	到 達
回	工 事 標 示 板	1 枚	1
電	電 光 標 示 板	1 基	1
団	お 願 い 板	1 枚	1
目	予 告 板	1 枚	1
＜ ＞	固 定 さ く	19 コ	14
◆	工 事 標 識	1 コ	1
⇒	方 向 指 示 板	1 コ	1
●	回 転 灯	2 基	2
・	保 安 灯	11 コ	8
・	板 照 明	2 基	2
	電 線	50 m	40